

## 出先機関の見直しに関する各府省の時代認識を欠いた不誠実な対応について

昨日行われた第 57 回地方分権改革推進委員会において、「国の出先機関の事務・権限の仕分けに関する各府省の見解」が示された。

政府は、閣議決定した「基本方針 2008」において、国の出先機関の抜本的な改革について地方分権改革推進委員会の勧告を受け、本年度内に計画策定を行うとの方針を明らかにしている。

しかしながら、今回示された各府省の見解は、ほとんどの事務・権限を「引き続き国の出先機関において処理せざるを得ない」とするなど、政府方針とは明らかに矛盾している。また、全国知事会が今年 2 月に取りまとめた、8 府省 17 出先機関について廃止等の抜本改革が必要との提言書の趣旨も全く生かされていない。

経済・社会のグローバル化が進行する中で、地方分権の必要性に目を背け、自らの役割の見直しを拒否するかのような各府省の対応は極めて遺憾であり、強い不信と憂慮の念を抱かざるを得ない。

出先機関の見直しは、真の地方分権改革を推進し、国が国本来の役割に専念するためにも、地方への移譲の方向で大胆に進めるべきである。第二次勧告及び政府計画の作成に向けて、今後真摯な対応がなされるよう強く求めるものである。

平成 20 年 9 月 17 日

全 国 知 事 会

会 長 麻 生 渡